第36回

島原市農業委員会総会議事録

注:発言の内容については、その要旨を記載しております。 (発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成29年5月26日(金)午後4時00分より 於:島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1

第36回 島原市農業委員会総会

- 1. 開会日時 平成29年5月26日(金) 16時00分
- 2. 閉会時間 平成29年5月26日(金) 17時00分
- 3. 開催場所 島原市有明総合文化会館 2階 多目的ホール1
- 4. 出席委員者の数 26名
- 5. 欠席委員者の数 4名
- 6. 議案
 - 第1号議案 農地法第3条第1項(所有権移転)の規定による許可申請について
 - 第2号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3号議案 非農地証明願について
 - 第4号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について
 - 第5号議案 農地面積変更について
 - 第6号議案 農地利用最適化推進委員の内定について

7. 報告事項

- 報告第1号 合意解約通知書について
- 報告第2号 使用貸借解約通知書について
- 報告第3号 農地台帳登載申請について

午後4時00分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第36回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・番 ・・・・・ 委員、・番 ・・・・・ 委員、・・番 ・・・・・ 委員、・・番 ・ ・・ 委員、は所要の為、欠席との連絡があっております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立 しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則 第15条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・・番・・・・・ 委員、・・番・・・・・ 委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請1番から3番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番について説明します。

1番の譲渡人は、・・の・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・さんです。

畑1筆23平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は14,927平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機2台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラック2台、トラック1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

2番の譲渡人は、・・の・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・さんです。

畑2筆220平方メートルを交換するための申請です。

取得後の耕作面積は12,076.30平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は・・・の・・・・・さん、譲受人は、・・・の・・・・さんです。

畑1筆209平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は15,875平方メートルで、農機具は、トラクター1台、管理機2台、耕耘機1台、軽トラック1台、動噴1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。 1番について、・・番 ・・・・ 代行。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、兼業農家で23年の農作業暦があります。

妻と父母の4人で農業を営んでおり、水稲、ニンジン、スイートコーン、レタスを作付し、通作距離は自宅より1,500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、2番について、・・番・・・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、兼業農家で45年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稲、ダイコンを作付し、通作距離は車で5分ということで、 問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

次に、3番について、・・番・・・・・ 委員。

現地調查員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で38年の農作業暦があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稲、葉菜類を作付し、通作距離は自宅より500メートルということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長(廣瀬 光徳 会長)

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から3番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から3番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の賃貸人は・・・・の・・・・さん、賃借人は・・・・・の・・・・・・・

・・・・・・・さんで、申請地1,586.82平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(477.51平方メートル、49.90kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域(令7条3号)に該当していることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

··番 ···· 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地及び宅地、東側は道路を挟んで宅地、 南側は道路を挟んで農地、西側は農地となっております。

雨水は自然流下で道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意 見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当 と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の賃貸人は・・・の・・・・さん、賃借人は・・・・・の・・・・さんで、申請地221平 方メートル借り受け、隣接する・・・・番・の来客用駐車場として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番 ・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・・・の一角にあり、北側は賃借人の宅地、東側及び南側は道路、西側は農地となっております。

雨水は自然流下となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意 見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は・・・・・・の・・・・さん、譲受人は・・・の・・・・ ・・・・・・

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。 被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番 ・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の申請地は・・・・の一角にあり、北側及び東側は宅地、南側及び西側は道路となっております。

雨水は自然流下で道路側溝へ汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について、ご意 見等がありませんか。

· · 番

被害防除計画書を見れば、申請地の造成計画の内容で、盛土を行うということで、60メートルと 書いてありますけども、これはどういうことですか。

事務局

大変申し訳ありません。現地調査のとき指摘されておりましたが、訂正を報告しておりませんでした。60センチメートルの間違いです。訂正してお詫びします。申し訳ありませんでした。

議長

他に、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当 と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について説明します。

4番の賃貸人は・・・の・・・・さん、賃借人は・・・の・・・・ ・・・・・・・・

・・さん、申請地620平方メートルを借り受け、従業員駐車場として利用したいとの申請です。 申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。 被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

· · 番 · · · · 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、北側は水路を挟んで農地、東側は賃借人の宅地、西側は賃貸人の農地、南側は賃借人の雑種地となっております。

雨水は自然流下で道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意 見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番 ・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・・ 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について説明します。

5番の賃貸人は・・の・・・・さん、賃借人は・・・の・・・・ ・・・・・・・・・

・・さん、申請地780平方メートルを借り受け、木造平屋建て牛舎を建築したいとの申請です。 申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になります が、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の 例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

· · 番 · · · · · 委員

現地調查員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番について報告します。

5番の申請地は・・の一角にあり、北側は第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番及び第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番、東側は農地、南側は賃借人の宅地、西側は道路となっております。

雨水は自然流下、汚水は牛舎内のもみ殻で吸収させて処理するとなっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請5番について、ご意 見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当 と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

・・番 ・・・・・ 委員の入場を求めます。

(・・・・ 委員 入場)

議長

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は、許可相当と認めることに決定しました ので報告します。 次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請6番について説明します。

6番の譲渡人は・・・の・・・・さん、譲受人は・・の・・・・さんで、申請地75平方メートルを隣接地・・・・番・、・・・・番・の土地と交換し石垣を設けたいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になりますが、農業用施設用地への軽微な変更が行われているため、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

··番 ··· • 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番について報告します。

6番の申請地は・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側及び西側は第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番となっております。

申請地は全体が石積みの施行地となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請6番について、ご意 見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番は許可相当

と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請7番について説明します。

7番の譲渡人は・・・・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・・さんで、申請地360 平方メートルを譲り受け、木造平屋建て農業研修生の寮及び車庫を建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地となっております。本来であれば農地転用は不許可になりますが、平成29年3月総会で農業振興整備計画の変更(案)の諮問があり承認され、農業振興整備計画の変更が行われたため、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外(令第11条第2項)に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番 ・・・・ 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番について報告します。

7番の申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで譲受人の宅地、東側は平成29年3月転 用申請済みの農地、南側は道路、西側は譲受人の宅地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ放流、汚水はくみ取り、生活雑排水は道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請7番について、ご意 見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の7番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の7番は許可相当 と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請8番について説明します。

8番の使用貸人は・・・の・・・・・さん、使用借人は・・・の・・・・さんと・・・・・・さん、 申請地425平方メートルを借り受け、木造平屋建て住宅及び木造平屋建て倉庫を建築したいとの 申請です。

申請地は、・・・・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

•番 ••• • 委員

現地調査員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番について報告します。

8番の申請地は・・・の一角にあり、北側は使用貸人の宅地、東側及び南側は使用貸人の農地、西側は農地となっております。

雨水は溜桝を経由して道路側溝へ汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請8番について、ご意 見等がありませんか。

· · 番

使用借人は何で、2人で申請されているのか。普通は夫婦の場合でも1人で申請されるのでは。

2人で申請した理由は何かありますか。

事務局

はっきり確認はしておりませんが、夫婦ですので建てる家の名義が共有名義になるので、借地も共 有で借りられたと思います。息子さん夫婦です。

· · 番

今までの申請では、夫婦は共有で申請だったのでは。借りる場所を分けるのか、今までは夫か妻の どちらかで申請していたのでは。今まで例がないのでは。

事務局

賃貸借の時は割合まで入れて申請があった例はありますが、今回は使用貸借ですので、貸し借りだけということで、夫婦で申請が上がりましたので、割合はないですが二人で借りるということで聞いています。

· · 番

夫婦で借りるのも一人で借りるのもあるでしょうが、普通は代表者のどちらか一人で借りるのが多いのでは。割合がないのかなと思って。

事務局

使用貸借の場合は、本人のみの合意なので。賃貸借の場合は、お金が発生してきますので、そのお 金の負担割合がでるため、本人同士がいいよと言うことなので割合もついてないということです。

議長

他に、ご意見等ありませんか

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の8番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の8番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の9番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請9番について説明します。

9番の譲渡人は・・・の・・・・・さん、譲受人は・・・・・・・・・・・・・さん、 さん、申請地447平方メートルを譲り受け、・・として利用したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で、おおむね10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地(農地法施行令第12条1号)で、第1種農地と判断され、本来であれば農地転用は不許可になりますが、農地法第5条第2項の農地転用の不許可の例外(農地法施行令第11条第1項第2号ハ・農地法施行規則第35条5号「既存の施設の拡張(拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る)」)に該当するため、許可が可能と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 ・・・・ 委員

現地調查員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の9番について報告します。

9番の申請地は・・・の一角にあり、北側は譲渡人の農地、東側は水路を挟んで農地、南側は譲受 人の宅地、西側は道路となっております。

雨水は自然流下で道路側溝及び水路へ放流となっており、問題なしと見て参りました。 ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請9番について、ご意 見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の9番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の9番は許可相当 と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の10番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請10番について説明します。

10番の譲渡人は・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・・さん、申請地324平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、・・・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。 被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番 ・・・・ 委員

現地調查員

第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の10番について報告します。

10番の申請地は・・の一角にあり、北側は譲渡人の農地、東側及び西側は農地、南側は道路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下で雨水桝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流となって おり、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請10番について、ご 意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の10番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請の10番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は・・・の・・・・さんで、申請地は平成9年月日不詳頃住宅を建築し宅地として 利用されております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

番・・を員

現地調査員

第3号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は農地、西側は宅地となって おります。

現地を見ますと、隣接の宅地と一体に宅地の一部として使用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

• • 番

ここは既に家が建っているようですけども、農地には原則として建てられないと思うのですけども、 所有権は・・・・さんになっていますが、・・さんの家が建っているようですけども、土地は・・ ・・さんなのか、・・さんのになっているのかお尋ねします。

事務局

土地の名義は、・・・・・さんの名義です。議案書にありますように、平成9年月日不詳ごろに・ ・さんと書いてある家が建った、その手前の方は区割りをされて、宅地として利用されるようになっ ており、約20年以上前に宅地化されているということで、非農地証明がだされたということです。

• • 番

・・さんの所の土地は・・・・さんの名義で家が・・さんの名義になっているのですか、家も・・ さんのになっているんですか。

事務局

家も・・さんと聞いております。

議長

他に、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。 次に、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。 本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますの で、・・番・・・・・ 委員、・・番・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・委員、・・委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得よ うとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから6ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定5件5筆3,685.00㎡耕作権の再設定6件8筆7,952.00㎡合計11件13筆11,637.00㎡です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集7ページに記載のとおりで、 2件 4筆 2,779.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案 農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよるしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案) は承認することに決定します。

・・番・・番・・・・委員の入場を求めます。

(・・委員、・・委員 入場)

議長

・・・委員、・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。

次に、第5号議案、農地面積変更について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・番 ・・・・・ 委員の退場を求めます。

(・・・・ 委員 退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農地面積変更について説明いたします。

現在行っている・・・・・・・・の農地について、登記簿の地籍が著しく相違するとして、 所有者2名より畑4筆について測量士等に実測を依頼し、今回農地台帳の面積変更届出書(実測図添付)が提出されました。

内容につきましては、議案集8ページ及び事前に配付しております 別添資料①の実測図をご覧ください。

農地面積につきましては、農地法第56条に「土地の面積は、登記簿の地積による。ただし、登記簿の地積が著しく事実と相違する場合及び登記簿の地積がない場合には、実測に基づき、農業委員会が認定したところによる。」と規定されており、今回業委員会の認定を求めるものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、事務局より説明がありましたが、質疑等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案 農地面積変更について、 認定することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第5議案 農地面積変更について、認定することに決定します。

・・3番・・・・・委員の入場を求めます。

(・・・・ 委員 入場)

議長

・・・委員に関する案件も含め、認定することに決定しましたので報告します。 次に、第6号議案、農地利用最適化推進委員の内定について上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、農地利用最適化推進委員の内定について説明いたします。

農地利用最適化推進委員の内定につきましては、平成29年3月総会で推進委員選考検討会で協議 し総会で内定することとなっておりましたので、平成29年4月28日総会終了後、第1回の推進委 員選考検討会を開催し、農地利用最適化推進委員の選考について協議しました。

内容としまして、事務局案で、各候補者別に農業に関する知識・経験、農地利用の最適化の推進、農地に関する情報などの項目別に、候補者一覧の推薦の情報等から採点すると説明しましたが、それぞれの候補者は、各地区の農事実行組合長からの推薦でもあり、候補者一覧の推薦の情報等から極端に不適者でなければ農業者等の推薦を尊重するとの規定もあることから、適任と判断しても差し支えないのではとの意見があり、検討委員全員の賛成により、候補者一覧の推薦の情報等をそれぞれの候補者番号順に経歴、農業経営の状況、推薦の理由等を報告し、全員妥当であると判断していただきました。

そこで、お手元に配布してあります、別添②農地利用最適化推進委員候補者一覧表のとおり内定するかご審議をお願いします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、内定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案 農地利用最適化推進委員候補者一覧表のとおり内定することに決定し改選後の農業委員会へ内定報告をすることに決定します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集9ページに記載のとおりで、 1件 2筆 1,937.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は同じく9ページに記載のとおりで、2件 2筆 3,035.00平方メートルの届けがありました。

次に、報告第3号、農地台帳登載申請については、議案集10ページに記載のとおりで、6件 17筆 22, 153. 00平方メートルの届けがありました。

なお、1番については、平成29年5月15日に、・・・・・・と・番 ・・・・ 委員に現地確認をお願いしました。また、2番から6番につきましては、平成29年5月15日に、・・・・・と・・番 ・・・・・委員に現地確認をお願いしました。 以上で報告を終わります。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第36回島原市農業委員会に付議されました案件は すべて議了しました。

これで、第36回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後17時00分